

# 入札説明書

平成30年度建設資材価格等実態調査業務に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 平成30年6月13日

2 契約担当者 京都府知事 西脇隆俊

3 担当部局 〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町  
京都府農林水産部農村振興課計画基盤担当（京都府庁第2号館4階）  
電話番号（075）414-5048 F A X 番号（075）414-5039

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

平成30年度建設資材価格等実態調査業務 一式

(2) 業務の仕様等

別添「平成30年度建設資材価格等実態調査業務実施要領」（以下「業務実施要領」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約日又はその翌日から平成31年3月22日まで

(4) 納入場所等

3に同じ

5 入札説明会

入札説明会は実施しない。質問等がある場合は、入札公告に記載のとおり質問書（別紙様式6）を提出すること。

入札、契約手続き等の事務的な事項に関する質問については、口頭で個別に答える。

6 入札参加資格の審査

入札に参加を希望する者は、一般競争入札参加資格審査申請書（別紙様式1）及び添付資料（以下「申請書等」という。）を次のとおり提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出方法等

入札公告に記載のとおり

(2) 添付資料

以下のアからケの資料を添付してください。

なお、京都府指名競争入札参加資格名簿掲載事業者は、京都府指名競争入札参加資格審査結果通知書の写しを提出してください。この場合、下記ア、エ及びオの資料の提出は不要です。

ア 法人にあっては商業登記事項証明書、個人にあってはその者の本籍地の市区町村長が発行する身分証明書等（写し可）

- イ 取引使用印鑑届
- ウ 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状
- エ 府税納税証明書（別紙様式2）
- オ 消費税及び地方消費税の納税証明書（書式その3、書式その3の2又は書式3の3のいずれか）（写し可）
- カ 会社概要
- キ 営業経歴書及び営業実績調書（別紙様式3、4）
- ク IS09001の登録証の写し、あるいは品質マネジメントシステムによる業務実施方法の概要
- ケ 配置予定管理技術者の経歴等（別紙様式5）

(3) 確認通知

資格審査の結果については、一般競争入札参加資格審査結果通知書（以下「審査結果通知書」という。）を郵送により発送する。

(4) その他

証明書類は、申請日時点で発行日から3ヶ月以内のものに限る。

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

## 7 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札公告に記載のとおり

(2) 入札方法

ア 入札書（別紙様式A）は持参するものとし、郵送、電送等による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状（別紙様式B）を提出することとし、入札書に入札者の氏名又は商号若しくは名称、代理人であることの表示及び当該代理人の記名押印（外国人又は外国法人にあっては、本人又は代表者の署名をもって代えることができる。以下同じ。）をしておかなくてはならない。

ウ 入札書は、封筒に入れ密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合は、その商号又は名称）及び「平成30年度建設資材価格等実態調査業務入札書在中」と朱書きし、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がないときで直ちに再度の入札を行う場合にあっては、この限りでない。

エ 資格審査の結果、資格を有すると認められた者が1名であっても、原則として入札を執行する。

オ 入札回数は2回までとする。

カ 審査結果通知書又はその写しを提示しなければ、入札に参加することができない。

キ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

ク 入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、入札辞退届を持参により事前に提出すること。

(3) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

(4) 入札書は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(5) 入札者が連合又は不穏な行動をする場合において、入札を公平に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を

延期し、若しくは取りやめることがある。

(6) 入札者は、入札説明書及び業務実施要領、契約書案、その他の添付書類（以下「要領等」という。）を熟知の上入札しなければならない。ただし、入札後、要領等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(7) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(8) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札書又はその代理人が立ち会わない場合は、入札執行事務に関係のない職員（以下「立会職員」という。）を立ち合わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに関係職員及び立会職員以外の者は入場することができない。

(9) 再度入札

開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。ただし、入札参加者が2名未満となったときは、再度入札を行わず、その他の方法によることとする。

なお、開札の際に、入札者又はその代理人が立ち会わなかった場合は、再度入札を辞退したものとみなす。

(10) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者は、再度入札に参加することができない。

ア 入札に参加する資格のない者のした入札

イ 申請書等を提出しなかった者又は虚偽の記載をした者の入札

ウ 委任状を持参しない代理人による入札

エ 金額、氏名、印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理人としての入札を含む。）をした者の入札

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者の入札

キ 関係職員の指示に従わない等入札会場の秩序を乱した者のした入札

ク その他入札に関する条件に違反した入札

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札者のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、最低制限価格未満で入札した者は失格とする。

また、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札をした者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代わって立会職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が落札決定通知のあった日から5日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

## 8 違約金

落札者が契約を締結しないときは、落札金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

## 9 契約書の作成の要否

要（別紙契約書案により2通作成するものとする。）

## 10 その他

- (1) 1から9までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 落札決定後であっても、この入札に関して連合その他の事由により正当な入札でないことが判明したときは、落札決定を取消すことがある。
- (3) 業務実施要領、契約書案、回答書等については、入札後速やかに返却すること。
- (4) 入札者は、入札当日に入札金額の積算根拠を示す資料を持参し、関係職員から請求があった場合はこれを提示すること。